

(目的)

第1 この要領は、まちと空き家の学校の講座及び実習（以下「講座等」という。）を受講する者（以下「受講生」という。）の選出にあたり、必要な手続きを定めることを目的とする。

(応募の要件)

第2 受講生に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て備えていなければならない。

- (1) 市民である等、次に掲げる事項のいずれかに該当すること
 - ア 市内に在住、在勤又は在学し、引き続き1年以上継続する予定であること
 - イ 市内で活動するNPO法人、社会福祉法人等その他事業所に属する者であること
 - ウ 市内に空き家、空き地その他の空きスペース（以下「空き家等」という。）を所有し、その空き家等の活用に関心がある者
 - エ この受講を通じて、市内で地域活動又は空き家等活用をしようとする者
 - オ 日野市近辺にある高等学校又は大学に通っている学生又は先生等
- (2) 年齢が応募した日の時点で満15歳以上の者
- (3) 市内におけるコミュニティ活性化、地域の課題解決又は空き家等の活用に関与する意思がある者
- (4) 講座等の全てを受講できる者で、講師や他受講生との適切なコミュニケーションがとれ、自発的に受講できる者（本学校における退学又は除籍を受けた者は除く）
- (5) 宗教、政治、選挙活動又は自らの営利行為等に伴う勧誘若しくは不当行為等を行わないこと。
- (6) 公的機関に属する者でない、暴力団又は暴力団関係者でないこと。

(公募の方法)

第3 市長は、受講生の公募にあたり、広報等適切な方法で市民等に広く周知する。

- 2 受講生の募集期間は、周知の翌日から1か月以上公開するものとする。
- 3 応募者は、まちと空き家の学校受講申込書（第1号様式）を募集期間中に市長に提出しなければならない。

(受講生の定員)

第4 各年度の受講生の定員は、最大30名とする。ただし、新型コロナウイルス感染症対策等の影響を踏まえ、市長は、必要に応じて定員を15名までの範囲で下げることができる。

(選出の方法)

第5 市長は、第3の申込のあった応募者から受講生を選出する。

- 2 市長は、応募者数が定員より少ない場合は、原則として第2の要件を満たしている応募者全てを受講生とする。
- 3 市長は、応募者数が定員より多い場合は、第2の要件を全て満たしている応募者を第6の基準に基づき評価し、評価点の高い順に受講生を選出するものとする。

(評価の基準)

第6 市長は、第5の3の規定に基づき、次の各号に掲げる事項について応募者を評価する。

- (1) 学校修了後に市の地域活動又は空き家等の活用に参加する意思の程度
- (2) 他の受講生との交流や協力をすることができる協調性の程度
- (3) 受講生集団の多様性の程度（同一の所属から4、5名以上の応募者がいる等偏っていないか）
- (4) 先導性、勢い又は良質な個性の程度（他受講生の受講意欲の向上を誘発し得るか）

- 2 市長は、前項の評価項目ごとに、次に掲げる評価基準に基づき、評価採点表（第2号様式）により各応募者を評価する。
 - 優れている・・・ 5点
 - 良い・・・ 4点
 - 普通・・・ 3点
 - やや劣る・・・ 2点
 - 劣る・・・ 1点
- 3 市長は、前項の評価による合計点数の高い順位を優先とし、受講生を選出する。同一点数となり、受講生を選出し難い場合は、受講生の年齢構成、市内居住地又は活動範囲の偏りが少なくなる応募者を優先として、選出する。

（結果の通知）

- 第7 市長は、第5及び第6に基づき受講生を選出したときは、決定後速やかに応募者全員に書面で受講できるか否かについて、通知書（第3号様式）を送付する。
- 2 市長は、受講生への通知にあたっては、受講に関する次に掲げる資料も併せて送付する。
 - (1) 受講の案内、お願い、注意事項等
 - (2) まちと空き家の学校テキスト及び空き家活用すごろく等（テキスト教材一式）
 - (3) 市の空き家対策に関する資料

（補則）

- 第8 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。